

明治時代の家庭科教育で取り扱われた裁縫科の学習内容

——初等教育——

伊 藤 瑞 香、永 野 順 子

I はじめに

明治5年（1872）8月に「学制」が頒布されてから現在まで、学校教育のなかで、裁縫が教科としてどのように取り扱われたかを、教育政策を中心に検討したのが、「家庭科教育における裁縫学習の変遷」¹⁾である。

明治時代の女子教育のなかで、裁縫科は社会情勢や教育政策の変遷によって、次第に重要視されるようになった。そこで、大きく変貌する教育政策が、裁縫科の学習内容をどのように変化させたかを、小学校の教科書を通して把握してみることにした。

II 学制期の裁縫学習

文部省は「学制」を頒布するにあたって、その前文ともいえる太政官布告第214号に、「其身を脩め知を聞き才芸を長ずるには學にあらざれば能はず」として、學問を学ぶ場が学校である。したがって、「高上の學に至て其人の材能に任かす」としても、「幼童の子弟は男女の別なく小学に従事」させ、「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」と記している。すなわち、一般の人々が自らの幸福のために、ひとしく學問を受けられるように計画したのである。

この趣旨により、文部省が学制原案に添えて太政官に提出した文書のなかで学制を実施するにあたって、着手順序として九項目を掲げている。その第1項が小学校の普及充実に努めることである。すべての国民が就学する小学校を重視し、その卒業者が出るのを期に漸次中等教育機関を整備することにしたのである。第2項には「速ニ師表学校ヲ興スヘキ事」として、師範学校の設立を促している。小学校教育の充実はよき教員の養成にあるとして、小学校とともに重要視している。

小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス之ヲ区分ス

レハ左ノ数種ニ別ツヘシ然トモ均ク之ヲ小学ト称ス即チ尋常小学女児小学村落小学貧人
小学私塾幼稚小学ナリ

これは「学制」第21章であるが、尋常小学については「分テ上下ニ等トス此ニ等ハ男女共必
ス卒業スヘキモノトス」(27章)として、教科目とその内容が簡単に記されている。明治5年
(1872) 9月の「小学教則」²⁾によると、「一日五字一週三十字ノ課程日曜日ヲ除ク」となかなか
充実したスケジュールが組まれている。女児小学は「尋常小学教科ノ外ニ女子ノ手芸ヲ教
フ」³⁾とあり、実際に手芸が課せられるのは上等小学からである。先の「小学教則」の上等小
学八級の課程は次のように記されている。

第三章 上級小学亦八級ニ分ツ每級課程各六ヶ月トス亦第八級ニ起テ第一級ニ其日課左
ノ如シ

○第八級 六ヶ月

細字習字 一週二字

字形ヲ小ニシテ行草平仮名交リノ文及ヒ書簡用文等ヲ学ハシム

算 術 一週六字

比例算ヲ授ク

読本輪講 一週四字

西洋事情等ノ類ヲ独見シ来テ輪流講述セシム

理学輪講 一週六字

博物新編和解同補遺格物入門和解氣海觀瀾廣義ノ類ヲ独見シ来テ輪講セシメ……

文 法 当分欠ク

作文ノ活用ヲ授ク

書牘作文 一週六字

短簡ナル日用文ヲ作ラシム

地学輪講 一週六字

皇國地理書ヲ独見シ来リテ講述セシメ……

以上、省略した部分はあるが八級の学習内容である。これによると「読本輪講」・「理学輪講」・
「地学輪講」など、毎日毎日、予習しておかなければならぬものを多く含んでいる。十歳の
子供には相当な負担だったものと思われる。まして女児はこの外に手芸が課せられるとなる
と、学校にいる時間も長くなり家の学習も増加する。当時、女子は十歳ともなれば、普通
一般の家庭では家事労働の担い手の一人であったであろう。江戸時代から女子の教育は家庭
での実践によって育まってきた。庶民にとって政府の理想は理想として、現実には馴染めな

第1表 上等小学8級の男女学習内容の比較

	尋常小学教則		女児小学教則	
	毎週時間	時間割	毎週時間	時間割
読物	6	勸懲雑話及ヒ日本地誌略全部ヲ授ケ 小学地図ヲ示ス	6	勸懲雑話及ヒ日本地誌略ヲ授ケ小学 地図ヲ示ス
輪講	3	予メ授ケシ所ヲ輪読講習セシム		
問答	3		3	
作文	6	文章書取及ヒ題ヲ与へ書牘文記事文 ヲ作ラシム	3	文章書取及ヒ題ヲ与へ書牘文記事文 ヲ作ラシム
算術	6	西算新書諸等術ヲ授ク	6	西算新書諸等術ヲ授ク
習字	6	楷行草ノ細字ヲ授ク	6	楷行草ノ細字ヲ授ク
裁縫			6	裁縫器械雛形ヲ示シ運針縫方ヲ教フ
体操	毎時 10分		毎時 10分	
	一週総時数 30時ト体操10分		一週総時数 30時ト体操10分	

(『千葉県教育百年史』⁶⁾により作成)

かったものと思われる。こうしたなかで、各府県で地域の実情を配慮した教育が行われ、女児小学が現実のものとなった。その一例として、明治9年に千葉県で施行された「尋常小学教則」⁴⁾と「女児小学教則」⁵⁾の内容を比較してみたい。ここでは、学制の理念を生かしながら、上等小学で尋常小学の課程の一部を変更し裁縫を導入し、一週の時間数は男女同一にしている。

第1表のように女児小学では「輪講」の時間を特に設けずに「読物」の学習方法の一つとし、「作文」の時間を週3時間減らして、計6時間を「裁縫」にあてている。教育内容も上級になるにつれて、使用する教科書から推察して、違いが目につくようになる。ことに二級・一級の「読物」で男子の化学に対して、女子は『家事僕約訓』⁷⁾や『教導説』⁸⁾など家庭を治めるための学習が盛り込まれている。

このような近代教育の黎明期とも創始期とも目される時期に、特に女児のために開講された「裁縫」が、どのように教授されたか、当時の裁縫教科書を通して考えてみたい。

文部省は女児小学で手芸を教えるように指示しているが「小学教則」に具体的な「課業授ヶ方」は記載されていない。先述の千葉県の「女児小学教則」によると、裁縫の基礎技術として運針を中心とした縫い方が重視されている。その後、部分縫から実物の製作へと進めら

れている。具体的な細目は記されていないが基本を重視する姿勢が伺える。

明治8年（1875）に出版された『裁ぬひをしへ草』⁹⁾は内題に『女童 裁縫教草』初篇とし、養拙閑氏がはしがきに

我友西郷大人嘗て幼学教育に従事し書学算法にさへ精しくて總て小学の教科に心を用へ給ひしがこたひ女生裁縫の初步に便りせんとて此冊子をものしたまひぬ…

と述べている。これだけで小学校の裁縫教科書であったという判断はできないが、現在、私の調査範囲では、この本が明治初期に刊行された女児用の書籍の一つであることに間違はない。

こころをは 針と共にもはこひつゝ

たちぬふわさに すゝめをと女子 (磐根)

という和歌をのせて、若い女性が椅子に腰掛けて裁縫をしている図が口絵になっている。当時としてはハイカラな本であるが、編輯形式は女子用の往来物を受け継いだもので、始めに裁ち方図が記され、本文は七五調の読み易い文章になっている。内容は初期の「手芸」は「裁縫術ヲ専ラニスト雖トモ傍ラ行儀作法ヲ教フヘシ」¹⁰⁾とあるように、まず女子としての心構えが述べられている。続いて「産着とて。一つ身にして其丈ケは。式尺五寸また袖丈を……」と裁ち方が綴られ、知つておいて良いこととして、平常の衣類の材料とその産地が書き列ねてある。

ついで明治10年（1877）に同じような形式で編輯された『裁縫のしをり』¹¹⁾があるが、裁ち方図に西洋巾の布で両面羽織の裁ち方が記載されている。いわゆる、広巾ものを用いていることと、その寸法が95cm前後になっているので、当時の羽織丈が現在と比べて長かったことが伺える。本文は七五調で記され、前出の『裁ぬひをしへ草』と変わらないが女子にとって裁縫の大切さや心構えが強調されているのが目につく。

学制を受けて「等級ヲ分ケハ級トナシ是ニ裁縫ノ順次ヲ定ムルハ」としているのは明治11年（1878）刊行の『女學生徒 裁縫教授書』¹²⁾である。「此ニ出ス所ノ上下二巻ハ上ハグシ縫ヨリ中裁ノ羽織ヲ出スナリ下ハ本裁羽織ヨリ模様モノ重ネ付及ヒ袴ニテ終ルナリ」としている。このように細目がいっきに増加しているが、この書の特筆すべきことは、個人教育から集団教育へと移行した教育政策に対応した、もっとも早い時期での教授書の一つである。まず第一に基盤から応用へ、容易なものから難しいものへの順序を定め、学習の段階を定めた事である。第二は裁ち方を一斉に理解させるために、「丈ヲ二丈七尺トシ巾ヲ九寸五分ト定ムル」としていることである。平面構成という裁断が画一的なものであったからこそできたことであるが、多くの児童を間違なく一斉に行動させるにはよい方法である。第三に図を中心に

編輯されていることである。衣服の「正面背面ノ図ヲ出センハ縫ヒ方ヲ知ラシメンガ為ナリ」としているように、視覚に訴える方法がとられていて、図の上段、頭書に解説がついている。次に、第四にこの図解が問答になっていることである。当時、教科目の一つにもあげられているように、先生と生徒、生徒同志の対話の中で知識を広めていく教授法が盛んに行なわれている。この方法が実際に採用されているのである。

以上のように、裁縫が女児の教育のなかで重んじられるようになると、教科書も急速に内容も、編輯形態も近代化を遂げている。

III 裁縫科尊重期の裁縫学習

明治12年（1879）に「学制」は廃し、「教育令」が公布された。その第3条に小学校は普通の教育を児童に授くるところで、「殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ」（第3条）と記されている。14年には「小学校教則綱領」が制定されて、小学校は初等・中等・高等の三等に分けている。女子のために中等科および高等科において裁縫科を、高等科において男子の経済に換えて、家事経済を加えていることが指示されている。

明治時代は近代教育制度の充実をはかるため、しばしば制度の改正が行なわれている。家庭科に関する事項を中心として、「小学校令」およびその施行規則の変遷を表したのが第2表である。この表にはその時に刊行された小学校向けの裁縫教科書、または裁縫教授書の内容を付記して、文部省の意向がどのように反映されているかを調査する資料として、作製したものである。

明治12年に公布された「教育令」は翌年13年、続いて18年（1885）と改正されながら、19年（1886）4月には「小学校令」が公布されている。小学校は高等・尋常の二等に分けられて、尋常小学校4年の課程は義務教育とした。そして、裁縫は高等小学科で毎週時間数が2～6時間としているが、家事経済の時間は設けられていない。その後、明治23年（1890）の10月に先の「小学校令」を廃して、あらたに「小学校令」が公布された。ここで「小学校ハ児童ノ身体ノ発達ニ留意シテ道徳教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」（第1章第1条）として、小学校教育の意義と目的が示されたのである。これをうけて、翌24年の「小学校教則大綱」に「常に生活ニ必須ナル事項ヲ撰ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ応用自在ナラシメンコトヲ務ヘシ」として、具体的な学習方法が指示されている。女子のための裁縫は、尋常小学校の課程でも加えることができ、高等小学校では衣服の縫製とともに「用具ノ種類衣服ノ保存方及洗濯方ヲ教示」して、節約利用の習慣を養わせるように記してある。

第2表 小学校の裁縫科・家事科の内容（明治時代）

	西暦	教育政策および裁縫科・家事科の教科内容																																				
明治 5	1872	<p>9. 5 [8.3] 「学制」颁布（全国を8大学区、1大学区を32中学区、1中学区を210小学校区とし、学区制により学校を設置 文部省布達第13号別冊学制 第26章 女子小学ハ尋常小学教科ノ外ニ女子ノ手芸ヲ教フ 第27章 寻常小学ヲ分テ上下二等トス此二等ハ男女共必ス卒業スヘキモノトス</p> <p>◎女子上等小学手芸科の内容</p> <table border="1"> <tr><td>第六級</td><td>木綿反物丈ヶ巾心得 運針 男襦袢 小裁襦袢</td></tr> <tr><td>第五級</td><td>一身单衣 裕 一身綿入 三身綿入 四身綿入</td></tr> <tr><td>第四級</td><td>木綿半纏 木綿唐棧本裁物 木綿唐棧小裁羽織 木綿唐棧本裁羽織</td></tr> <tr><td>第三級</td><td>夜着 紬類半天 紬類女物 男帯 木綿唐棧掛襟物 男裕</td></tr> <tr><td>第二級</td><td>木綿唐棧男物重物 紬類絹裏小裁裕 女帯 紬絹裏男物重</td></tr> <tr><td>第一級</td><td>紬類絹裏裕 縮緬長襦袢 小裁模様物 京織八丈男物重 紬類本裁羽織 裕</td></tr> </table> <p>◎女子小学教則に現われた裁縫の程度</p> <table border="1"> <tr><td>第一年 第一期</td><td>第八級</td><td>運針ノ法ヲ授ク</td></tr> <tr><td>第一年 第二期</td><td>第七級</td><td>和洋襦袢類ヲ授ク</td></tr> <tr><td>第二年 第一期</td><td>第六級</td><td>单衣類ヲ授ク</td></tr> <tr><td>第二年 第二期</td><td>第五級</td><td>綿入類ヲ授ク</td></tr> <tr><td>第三年 第一期</td><td>第四級</td><td>裕衣類ヲ授ク</td></tr> <tr><td>第三年 第二期</td><td>第三級</td><td>羽織類ヲ授ク</td></tr> <tr><td>第四年 第一期</td><td>第二級</td><td>袴ヲ授ク</td></tr> <tr><td>第四年 第二期</td><td>第一級</td><td>細工及容易キ外国裁縫ノ方法ヲ授ク</td></tr> </table> <p>（「明治以降 裁縫教育史大要 裁縫関係法令抄」¹³⁾より）</p>	第六級	木綿反物丈ヶ巾心得 運針 男襦袢 小裁襦袢	第五級	一身单衣 裕 一身綿入 三身綿入 四身綿入	第四級	木綿半纏 木綿唐棧本裁物 木綿唐棧小裁羽織 木綿唐棧本裁羽織	第三級	夜着 紬類半天 紬類女物 男帯 木綿唐棧掛襟物 男裕	第二級	木綿唐棧男物重物 紬類絹裏小裁裕 女帯 紬絹裏男物重	第一級	紬類絹裏裕 縮緬長襦袢 小裁模様物 京織八丈男物重 紬類本裁羽織 裕	第一年 第一期	第八級	運針ノ法ヲ授ク	第一年 第二期	第七級	和洋襦袢類ヲ授ク	第二年 第一期	第六級	单衣類ヲ授ク	第二年 第二期	第五級	綿入類ヲ授ク	第三年 第一期	第四級	裕衣類ヲ授ク	第三年 第二期	第三級	羽織類ヲ授ク	第四年 第一期	第二級	袴ヲ授ク	第四年 第二期	第一級	細工及容易キ外国裁縫ノ方法ヲ授ク
第六級	木綿反物丈ヶ巾心得 運針 男襦袢 小裁襦袢																																					
第五級	一身单衣 裕 一身綿入 三身綿入 四身綿入																																					
第四級	木綿半纏 木綿唐棧本裁物 木綿唐棧小裁羽織 木綿唐棧本裁羽織																																					
第三級	夜着 紬類半天 紬類女物 男帯 木綿唐棧掛襟物 男裕																																					
第二級	木綿唐棧男物重物 紬類絹裏小裁裕 女帯 紬絹裏男物重																																					
第一級	紬類絹裏裕 縮緬長襦袢 小裁模様物 京織八丈男物重 紬類本裁羽織 裕																																					
第一年 第一期	第八級	運針ノ法ヲ授ク																																				
第一年 第二期	第七級	和洋襦袢類ヲ授ク																																				
第二年 第一期	第六級	单衣類ヲ授ク																																				
第二年 第二期	第五級	綿入類ヲ授ク																																				
第三年 第一期	第四級	裕衣類ヲ授ク																																				
第三年 第二期	第三級	羽織類ヲ授ク																																				
第四年 第一期	第二級	袴ヲ授ク																																				
第四年 第二期	第一級	細工及容易キ外国裁縫ノ方法ヲ授ク																																				
8	1875	<p>5. 15 「女童 裁縫教草 初篇」</p> <p>一ツ身から本裁までの裁ち方・仕立て上がり寸法から平常衣類に用いる材料の産地・用途等を記す</p>																																				
10	1877	<p>9. 30 「女童 裁縫のしをり」</p> <p>一ツ身・三ツ身・四ツ身・本裁男女・羽織の裁ち方と仕立て上がり寸法から平常衣類に用いる材料の産地・用途等を記す</p>																																				
11	1878	<p>2. 10 「女学生徒 裁縫教授書」上下</p> <p>第八級 木綿反物丈巾心得 運針 グシ縫 涵懸裁方・縫方 頭巾裁方・縫方 第七級 小裁襦袢裁方・縫方 一ツ身裁方単物及裕縫方 第六級 一ツ身裁方 同綿入縫方 三ツ身裁方 同綿入縫方 四ツ身裁方 同縫方 第五級 本裁 女男物縫方 半纏・胴着裁方縫方 長胴着・長襦袢裁方縫方 第四級 中裁羽織裁方 小裁・中裁縫方 男女帯 袖形 棘形 第三級 本裁羽織裁方・縫方 女男合羽裁方縫方 被布裁方縫方 蚊蠻・蒲団・夜着 第二級 種々の巾の裁方 各種重縫方 第一級 模様物 白無垢 振袖裁方縫方 補裁方縫方</p>																																				
12	1879	9. 29 「学制」を廃し「教育令」を公布																																				

		教育令 太政官布告第40号 第3条 小学校ハ普通ノ教育ヲ……殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ																																																																																			
13	1880	12. 28 「教育令」を改正公布 3. 一『くりやのこころえ』全 ¹⁴⁾ 飯の炊ぎやう 大根の漬様 茄子のつけ様 梅干のしやう 薤のつけ様瓜の漬様 瓜葡萄様の乾様 ものを軟にする法 物の腐敗を防ぐ法 物の味をなほし并に失はざる法 酢のつくり様 醬油の醸法 ひしほの造法 味噌の製法 粿及び糰を凍米にする法 もち米および赤小豆を水滝する法 魚鳥類の漬様 でむぶの漬えやう 卵を煮灸する法 紫蘇蕃椒等の漬様 乾魚のたぐひしやう 麻類の製し様 もののよしあしを鑑定する法 塩出しを早くする法 納豆の製法玉子及び牛乳の貯様 海索麪の洗様 麻るゐのゆて様 煮つけものし様 紅生姜し様 蕃茄子を料理する法 早煎酒しやう 蒸物のふき上り又は破るゝを防ぐ法 かすてら焼などの窓孔を立たする法 鰹を軒になして更に血を溜らせぬ法 蔬菜の貯様 果実るゐの貯様 柚餅子等の製しやう 氷をつくる法 即席砂糖漬の法 冷たる油鍋を温むる法 饅頭の製法 麻筋の製法 花の貯様 酒の醸法 柿のあはせ様 甘薯にて水飴を造る法 金山寺鼓等の製法																																																																																			
14	1881	5. 4 「小学校教則綱領」を制定 小学校教則綱領 文部省達第12号 第1章 小学科ノ区分 第3章 小学各等科程度 第1条 小学校ヲ分テ初等中等高等ノ三等トス 第3条 小学中等科ハ小学初等科ノ修身、読書、習字、算術ノ初步及唱歌、体操ノ統ニ地理、歴史、図画……殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ヲ設クルモノトス 第3条 小学高等科ハ小学中等科ノ修身、読書、習字……裁縫等ノ統ニ化学、生理、幾何、経済ノ初步ヲ加へ殊ニ女子ノ為ニハ経済等ニ換へ家事経済ノ大意ヲ加フルモノトス 第23条 裁縫及家事経済 裁縫ハ中等科ヨリ高等科ニ通テ之ヲ課シ運針法ヨリ始メ漸時通常ノ衣服ノ裁方、縫方ヲ授クヘシ家事経済ハ高等科ニ至テ之ヲ課シ衣服、洗濯、住居、什器、食物、割烹、理髪、出納等一家ノ経済ニ関スル事項ヲ授クヘシ凡裁縫、家事経済ヲ授クルニハ民間日用ニ応センコトヲ要ス 第27条 一 3章掲クル所ノ小学科ノ区分、学期、授業ノ日及時、各等科程度ニ基キ課程ヲ設クルノ一例ヲ示ス左表ノ如シ																																																																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">裁 縫</th> <th colspan="3">家 事 経 済</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">小 学 中 等 科</td> <td rowspan="2">第四年</td> <td>前期</td> <td>毎週3時</td> <td>運 針 法</td> <td>前期</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後期</td> <td>毎週3時</td> <td>單 物 ノ 類</td> <td>後期</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第五年</td> <td>前期</td> <td>毎週3時</td> <td>前 期 ノ 統</td> <td>前期</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>後期</td> <td>毎週3時</td> <td>拾 編 入 ノ 類</td> <td>後期</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第六年</td> <td>前期</td> <td>毎週3時</td> <td>前 期 ノ 統</td> <td>前期</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>後期</td> <td>毎週3時</td> <td>前 期 ノ 統</td> <td>後期</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">裁 縫</th> <th colspan="3">家 事 経 済</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">小 学 高 等 科</td> <td rowspan="2">第七年</td> <td>前期</td> <td>毎週3時</td> <td>絹布ノ拾編入ノ類</td> <td>前期</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後期</td> <td>毎週3時</td> <td>前 期 ノ 統</td> <td>後期</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第八年</td> <td>前期</td> <td>毎週3時</td> <td>前 期 ノ 統</td> <td>前期</td> <td>毎週3時</td> <td>衣服、洗濯、住居、什器、食物、割烹、理髪、出納</td> </tr> <tr> <td>後期</td> <td>毎週3時</td> <td>羽織、帯、袴ノ類</td> <td>後期</td> <td>毎週3時</td> <td>前 期 ノ 統</td> </tr> </tbody> </table>			裁 縫			家 事 経 済			小 学 中 等 科	第四年	前期	毎週3時	運 針 法	前期			後期	毎週3時	單 物 ノ 類	後期			第五年	前期	毎週3時	前 期 ノ 統	前期			後期	毎週3時	拾 編 入 ノ 類	後期			第六年	前期	毎週3時	前 期 ノ 統	前期			後期	毎週3時	前 期 ノ 統	後期					裁 縫			家 事 経 済			小 学 高 等 科	第七年	前期	毎週3時	絹布ノ拾編入ノ類	前期			後期	毎週3時	前 期 ノ 統	後期			第八年	前期	毎週3時	前 期 ノ 統	前期	毎週3時	衣服、洗濯、住居、什器、食物、割烹、理髪、出納	後期	毎週3時	羽織、帯、袴ノ類	後期	毎週3時	前 期 ノ 統
		裁 縫			家 事 経 済																																																																																
小 学 中 等 科	第四年	前期	毎週3時	運 針 法	前期																																																																																
		後期	毎週3時	單 物 ノ 類	後期																																																																																
第五年	前期	毎週3時	前 期 ノ 統	前期																																																																																	
	後期	毎週3時	拾 編 入 ノ 類	後期																																																																																	
第六年	前期	毎週3時	前 期 ノ 統	前期																																																																																	
	後期	毎週3時	前 期 ノ 統	後期																																																																																	
		裁 縫			家 事 経 済																																																																																
小 学 高 等 科	第七年	前期	毎週3時	絹布ノ拾編入ノ類	前期																																																																																
		後期	毎週3時	前 期 ノ 統	後期																																																																																
第八年	前期	毎週3時	前 期 ノ 統	前期	毎週3時	衣服、洗濯、住居、什器、食物、割烹、理髪、出納																																																																															
	後期	毎週3時	羽織、帯、袴ノ類	後期	毎週3時	前 期 ノ 統																																																																															

		全学科教授 時間通計ヲ 百トシ各学 科教授時間 通計ノ比例	6.26	1.25
		裁縫ハ女児ニ限り之ヲ課ス其時間ハ中等科ニ於テハ習字、作文及図画等毎週教授時間ヨリ各一時ヲ取テ之ニ充テ高等科ニ於テハ習字ノ毎週時間ヨリ一時経済ノ毎週時間ヨリ二時ヲ取テ之ニ充ツ		
		家事経済ハ女児ニ限り之ヲ課ス其時間ハ経済ノ毎週教時間三時ヲ取テ之ニ充ツ		
16	1883	4. 1 「小学 裁縫教授書」全 ¹⁵⁾ 小学裁縫教授法一覧表 器械定則 縫針名称 裁縫・縫法 洗濯定則 雜巾・背紋・紐留刺法 一ツ身・二ツ身・四ツ身・本身・羽織笠付法 橋袢・一ツ身・二ツ身・三ツ身シャツ・四 ツ身・五ツ身・本身・バッヂ・羽織・頭巾・脚袢・腕貫ツ・ボ・猿股引腹巻・腹当・夜 着・袴・上下・合羽・鎧チョッキ裁法 袖角マルメ法 祇裡衿縫法		
17	1884	9. 20 「裁縫教授書」壹 ¹⁶⁾ 中等科 第六級 素縫及直縫 第四級 野引裁方及単物 第二級 木綿綿入及木綿衿羽織 高等科 第四級 夜着及袴 第二級 男女帶及絹紬衿 第五級 衣服名称及小兒帶 第三級 木綿單羽織及木綿衿 第一級 洗濯及補綴小兒衣裳 第三級 小物縫及半物絹紬羽織 第一級 帷子巻物類及衿綿入		
19	1886	4. 10 「小学校令」・「中学校令」を公布 小学校令 勅令第14号 第1条 小学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス 5. 25 小学校ノ学科及其程度 文部省令第8号 第9条 各学科ノ毎週授業時間凡左ノ如シ 尋常小学科 裁縫 第10条 各学科ノ程度左ノ如シ 裁縫 裁縫ハ運針法、襦袢、単物、衿等通常衣服類ノ縫方裁方及補綴方 高等小学科 2時乃至6時		
20	1887	6. 1 「小学 全科教授法」全 ¹⁷⁾ 総論 修身 読方 作文 習字 算術 地理 歴史 理科 実業 体操 図画 唱歌 裁縫(運針・躰ノ掛方・クケ方・風呂敷糠袋ノ縫方・衣服ノ種類名称・解物ノ方法襦袢 単物ノ裁方縫方・衿綿入夜着ノ裁縫・毛糸編物)		
23	1890	10. 7 「小学校令」を公布(明治19年「小学校令」廃止) 小学校令 勅令第215号 第2章 小学校ノ編制 第3条 寻常小学校ノ教科目ハ修身……女児ノ為ニハ裁縫ヲ加フルコトヲ得 第4条 高等小学校ノ教科目ハ修身……女児ノ為ニハ裁縫ヲ加フルモノトス 1. 20 「小学裁縫科教授法」全 ¹⁸⁾ 尋常科三四年級 裁縫器具ノ用方 運針法 高等科 一年級 運針法 縫方 高等科 二年級 通常衣細部分ノ名称 衣服ノ大別 通常衣縫方順序 一ツ身・三ツ身・四 ツ身・大人襦袢縫方 高等科 三年級 一ツ身・三ツ身・四ツ身・大人単衣縫方 浴衣縫方 一ツ身・三ツ身・四 ツ身・大人衿縫方 補綴 褄袢裁方 高等科 四年級 一ツ身・三ツ身・四ツ身・大人綿入縫方 単・衿・綿入羽織 帯縫方 小 児・大人袴縫方 補綴方 一ツ身・三ツ身・四ツ身・大人単衣裁方 单・ 衿羽織裁方 小児・大人袴裁方		

- 24 1891 11. 17 「小学校教則大綱」を制定
 小学校教則大綱 文部省令第11号
 第12条 裁縫ハ眼及手ヲ練習シテ 通常ノ衣服ノ縫方及裁方ニ習熟セシムルヲ以テ要旨トス
 尋常小学校ノ教科ニ裁縫ヲ加フルトキハ運針法ヨリ始メ簡易ナル縫方ヲ授ケ又便宜通常ノ衣服ノ縫ヒ方等ヲ授クヘシ
 高等小学校ニ於テ始メハ前項ニ準シ漸ク普通ノ衣服ノ縫方ヲ授クヘシ裁縫ノ品類ハ日常所用ノモノヲ選ヒ之ヲ授クル際用具ノ種類衣類ノ保存方及洗濯方等ヲ教示シ常ニ節約利用ノ習慣ヲ養ハンコトヲ要ス
 11. 17 普通学務局長ヨリ通牒 小学校各教科目毎週教授時間配当一例
 二 高等小学校ノ毎週教授時間ハ30時ヲ以テ通常トシ之ヲ各教科目ニ配当スルトキハ凡左ノ如シ
 裁 縫 3時
- 26 1893 7. 22 女子の就学促進のため、教科目になるべく裁縫を加えることを訓令
- 31 1898 9. 5 『新式 普通裁縫教授術』全¹⁹⁾
 教授の原理 教室の整理及び管理 教授の手初 裁縫用具 各種の地合 染色 衣服各部の名称 運針法 衣服畳み方 衣服寸尺の取り方 縫ひ印付け方 縫ひ方順序
 縫ひ方分解 積り方 裁ち方 衣服類の検閲法 成績調査法 教授細目の説明 教授細目附録脩身談
- 32 1899 4. 28 『小学 裁縫教授書』 尋常科用 上²⁰⁾
 尋常三学年 第一学期 裁縫用具 尺度 針の運び方 素縫 直線縫
 第二学期 素縫 直線縫 基礎縫 待針 縫方
 第三学期 素縫 直線縫 縫方
 第四学期 素縫 直線縫 縫方 裾方 總方 糸袋の縫方
 尋常四学年 第一学期 素縫 直線縫 縫方 絡方 緣取り 緣方 雑巾刺方 前垂
 第二学期 素縫 直線縫 普通反物の丈巾 橋脚各部名称 一つ身橋脚
 第三学期 素縫 直線縫 三ツ身橋脚
 第四学期 素縫 直線縫 本身男单橋脚
- 33 1900 8. 21 「小学校令施行規則」を制定
 小学校令施行規則 文部省第14号 第1章 教科及編制 第1節教則
 第3条 国語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ……
 女児ノ学級ニ用フル読本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フヘシ
 第7条 理科ニ於テハ務メテ農事水産工業家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ……
 第11条 裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ 兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
 尋常小学校ノ教科ニ裁縫ヲ加フルトキハ運針法ヨリ始メ漸ク簡易ナル衣類ノ縫ヒ方ヲ授ケ又便宜通常ノ衣類ノ縫ヒ方等ヲ授クヘシ
 高等小学校ニ於テハ初ハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ通常ノ縫ヒ方、裁チ方、縫ヒ方ヲ授クヘシ
 裁縫ハ其ノ材料ヲ日常所用ノモノニ取り之ヲ授クル際用具ノ使用方、材料ノ品類、性質及衣類ノ保存方、洗濯方等ヲ教授スヘシ

第五号表 尋常小学校修業年限四箇年

	毎週時数	裁	縫
第一学年			
第二学年			

第三学年		運針法 通常衣類ノ縫ヒ方
第四学年		通常衣類ノ縫ヒ方 繕ヒ方

第五号表 高等小学校修業年限二箇年

	毎週時数	裁 縫
第一学年	3	運針法 通常衣類ノ縫ヒ方
第二学年	3	通常衣類ノ縫ヒ方 裁チ方 繕ヒ方

第六号表 高等小学校修業年限三箇年

	毎週時数	裁 縫
第一学年	3	運針法 通常衣類ノ縫ヒ方
第二学年	3	通常衣類ノ縫ヒ方 裁チ方 繕ヒ方
第三学年	3	通常衣類ノ縫ヒ方 裁チ方 繕ヒ方

第七号表 高等小学校修業年限四箇年

	毎週時数	裁 縫
第一学年	3	運針法 通常衣類ノ縫ヒ方
第二学年	3	通常衣類ノ縫ヒ方 裁チ方 繕ヒ方
第三学年	3	通常衣類ノ縫ヒ方 裁チ方 繕ヒ方
第四学年	3	通常衣類ノ縫ヒ方 裁チ方 繕ヒ方

- 35 1902 4. 22 「訂正 裁縫教授書」 全²¹⁾
 尋常小学校裁縫科教授細目 教師の注意等
 尋常科第三年級 裁縫道具 運針 機械
 尋常科第四年級 亀甲懸 前垂 三ツ身
 本科第一年級 用布 各種の縫方 本身単衣（男女）
 本科第二年級 補本身縫方・裁方・積もり方・畳み方
 本科第三年級 木綿綿入 洗濯・張方 補綴 補羽織 帯
 本科第四年級 綿入羽織 小兒衣服 蒲団 夜着 款衣
 本科第五年級 褒 絹布補羽織 ゾボン下 結ぶ方 巾着
 本科第六年級 絹布綿入 羽織 合羽 重帷子 褒 涙掛 比翼無垢 保存法 汚点の抜き方
 衣服寸尺概念表
- 36 1903 4. 13 国定教科書制度成立（小学校令改正）
 4. 29 「小学校令施行規則」を改正
 小学校令施行規則 文部省22号（明治33年文部省第14号小学校令施行規則中左ノ通改正ス）

第六号表中 国語、裁縫、手工、農業、商業、計ノ各欄ヲ左ノ如ク改ム

	毎週時数	裁 縫
第一学年	3	運針法 通常衣類ノ縫ヒ方
第二学年	3	通常衣類ノ縫ヒ方 裁チ方 繕ヒ方
第三学年	4	通常衣類ノ縫ヒ方 裁チ方 繕ヒ方

第七号表中 国語、裁縫、手工、農業、商業、計ノ各欄ヲ左ノ如ク改ム

	毎週時数	裁 縫
第一学年	3	運針法 通常衣類ノ縫ヒ方
第二学年	3	通常衣類ノ縫ヒ方 裁チ方 繕ヒ方
第三学年	4	通常衣類ノ縫ヒ方 裁チ方 繕ヒ方
第四学年	4	通常衣類ノ縫ヒ方 裁チ方 繕ヒ方

39 1906 4. 25 『小学校各科 教授細目篇纂趣意書』²²⁾

小学校施行規則摘要 教則

第11条 裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ 兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小学校ノ教科ニ裁縫ヲ加フルトキハ運針法ヨリ始メ漸ク簡易ナル衣類ノ縫ヒ方ヲ授ケ又便宜通常ノ衣類ノ縫ヒ方等ヲ授クベシ

高等小学校ニ於テハ初ハ前項ニ準ジ漸ク其程度ヲ進メ通常ノ衣類ノ縫ヒ方裁チ方縫ヒ方ヲ授クベシ

裁縫ハ其材料ヲ日常所用ノモノニ取り之ヲ授クル際用具ノ使用方材料ノ品類性質及衣類ノ保存法洗濯法等ヲ教授スベシ

裁縫科教材排列表

	第一学期	第二学期	第三学期
尋常第三学年	裁縫用具の名称及使用法 運針 13	運針 4 糸結び方 2 糸留め方 2 糸繕ぎ方 1 雑巾刺シ方 5	運針 2 縫合セ方 6 襞掛け方 2
尋常第四学年	運針 5 糸掛け方 4 縫紉け方 5	運針 4 風呂敷縫ヒ方 4 単衣前掛け方 5 普通綿布ノ種類及丈幅 1	普通衣服ノ種類、襦袢ノ種類及各部ノ名称 1 一つ身襦袢ノ縫ヒ方 9
高等第一学年	裁縫用具の名称及使用法 運針 16 各種縫合セ方 6 襞掛け方 2 糸掛け方 3 一つ身襦袢 14	四ツ身襦袢 18 本裁襦袢 18 綿布縫ヒ方 6	単衣ノ種類及ビ各部ノ名称 1 一つ身単衣 26 運針 3
高等第二学年	運針 9 三ツ身単衣 27 単衣洗濯ノ仕方 3 衣服保存法 3	四ツ身単衣 20 本裁単衣女物 22	本裁単衣男物 24 運針 6
高等第三学年	拾各部ノ名称 一つ身拾 22 本裁拾女物 28 洗濯ノ仕方 2 張り物ノ仕方 2 汚点ノ抜キ方 2	小児女帯 8 女物腰合帯 15 羽織各部ノ名称 小裁拾羽織 6 中裁拾羽織 23 運針 4	衣服ノ目的 1 衣服材料ノ品類及ビ名称 産地 2 衣服材料ノ性質及ビ染色 2 女袴各部ノ名称 中裁女袴 18 絹布補綴方 4 全復習 8 運針 5
高等第四学年	綿入各部ノ名称 一つ身綿入 28 四ツ身綿入 28	運針 4 本裁綿入男物 32 羽織各部ノ名称 小児袖無羽織 20	本裁綿入羽織女物 30 衣服調製ニ関スル心得 1 衣服ト衛生トノ関係 1 全復習 8

家事科要旨

家事ハ家事整理上必要ナル智恵ヲ得シメ勤勉節儉秩序周密清潔ヲ尚ブノ念ヲ養フヲ以テ要旨トス

教材ノ選択及排列

家事ニ関スル教授ガ女子教育上必要ナルハ今更云フマデモナシ小学校ニ於テハ独立ノ一教科トシテ認メラレズト從諸教科ノ教授ニ於テ連絡関係ヲモトメ女児ノタメニ便宜本科ニ関スルコト知識ヲサヅケ他日処世上遺憾ナカラシムルコト肝要ナリ……

家事科資料配当表

題 目	配 当 学 年
一 主婦ノツトメ	修身 (高三、家庭ニ於ケル心得)
二 衣服	裁縫
三 食物	理科 (高三、食物・飲料水・衛生)
四 住居	理科 (高四、家屋)
五 経済	算術 (高三及四) 修身 (高四、金錢)

40 1907

3. 21 「小学校令」を改正

小学校令中改正 勅令第52号

第18条 尋常小学校ノ修業年限ハ六箇年トス 高等小学校ノ修業年限ハ二箇年トス且シ延長シテ三箇年ト為スコトヲ得

第19条 尋常小学校ノ教科目ハ修身、國語……女児ノ為ニハ裁縫ヲ加フ

3. 25 小学校令施行規則中改正 文部省令第6号

第四号表 尋常小学校

	毎週時数	裁 縫
第一学年		
第二学年		
第三学年	1	運針法 通常衣類ノ縫ヒ方
第四学年	2	通常衣類ノ縫ヒ方 繕ヒ方
第五学年	3	通常衣類ノ縫ヒ方 繕ヒ方
第六学年	3	通常衣類ノ縫ヒ方 裁チ方 繕ヒ方

第五号表 修業年限二箇年高等小学校

	毎週時数	裁 縫
第一学年	4	通常衣類ノ縫ヒ方 裁チ方 繕ヒ方
第二学年	4	通常衣類ノ縫ヒ方 裁チ方 繕ヒ方

第六号表 修業年限三箇年高等小学校

	毎週時数	裁 縫
第一学年	4	通常衣類ノ縫ヒ方 裁チ方 繕ヒ方
第二学年	4	通常衣類ノ縫ヒ方 裁チ方 繕ヒ方
第三学年	6	通常衣類ノ縫ヒ方 裁チ方 繕ヒ方

44 1911

7. 31 「小学校令」を改正

小学校令施行規則中改正 文部省令第24号

第7条 第三項中「理解セシムヘシ」ヲ「理解セシメ女子ノ為ニハ家事ヲ併セ授クヘシ」ニ改ム

(理科の毎週教授時数三時間の中一時間を家事の教授にあて、食物、割烹、育児、一家経営、洗濯、荷造、贈物、年中行事、看護等を内容とす)『家庭科教育史』²³⁾より

第五号表及第六号表ヲ左ノ如ク改ム

		第五号表																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>毎週時数</th><th>裁</th><th>縫</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一学年</td><td>5</td><td>通常衣類ノ縫ヒ方</td><td>裁チ方 繡ヒ方</td></tr> <tr> <td>第二学年</td><td>5</td><td>通常衣類ノ縫ヒ方</td><td>裁チ方 繡ヒ方</td></tr> </tbody> </table>		毎週時数	裁	縫	第一学年	5	通常衣類ノ縫ヒ方	裁チ方 繡ヒ方	第二学年	5	通常衣類ノ縫ヒ方	裁チ方 繡ヒ方				
	毎週時数	裁	縫															
第一学年	5	通常衣類ノ縫ヒ方	裁チ方 繡ヒ方															
第二学年	5	通常衣類ノ縫ヒ方	裁チ方 繡ヒ方															
		第六号表																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>毎週時数</th><th>裁</th><th>縫</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一学年</td><td>5</td><td>通常衣類ノ縫ヒ方</td><td>裁チ方 繡ヒ方</td></tr> <tr> <td>第二学年</td><td>5</td><td>通常衣類ノ縫ヒ方</td><td>裁チ方 繡ヒ方</td></tr> <tr> <td>第三学年</td><td>7</td><td>通常衣類ノ縫ヒ方</td><td>裁チ方 繡ヒ方</td></tr> </tbody> </table>		毎週時数	裁	縫	第一学年	5	通常衣類ノ縫ヒ方	裁チ方 繡ヒ方	第二学年	5	通常衣類ノ縫ヒ方	裁チ方 繡ヒ方	第三学年	7	通常衣類ノ縫ヒ方	裁チ方 繡ヒ方
	毎週時数	裁	縫															
第一学年	5	通常衣類ノ縫ヒ方	裁チ方 繡ヒ方															
第二学年	5	通常衣類ノ縫ヒ方	裁チ方 繡ヒ方															
第三学年	7	通常衣類ノ縫ヒ方	裁チ方 繡ヒ方															
45	1912	<p>4. 27 『高等小学女子理科 家事大要教本』 第二学年児童用²⁴⁾</p> <p>第一章 養老及び看護に関する事柄</p> <p>第二章 育児に関する事柄</p> <p>第三章 一家の経済に関する事柄</p> <p>第四章 交際・贈答等に関する事柄</p>																
備 考		<ol style="list-style-type: none"> この表は主として『学制百年史』²⁵⁾資料編および『明治以降 裁縫教育史大要 裁縫関係法令抄』によって作成。 法規は縦書のものをそのまま横書にしてある。 教科書は和洋女子大学付属図書館・和裁研究室および永野順子が所蔵のものを使用 																

明治20年代にはいっても女子の就学率の伸び悩みから、文部省は「女子ノ教育ハ将来家庭教育ニ至大ノ関係ヲ有スルモノ」²⁶⁾である。したがって父兄の理解を求めるとともに、「女子ノ為ニ其教科ヲ益々実用ニ近切ナラシメサルヘカラス」として、裁縫を女子にとって最も必要なるものと位置づけている。

明治40年（1907）の「小学校令」の改正によって、尋常小学校が6ヶ年に延長されるとともに、義務教育期間も6年となった。同時に尋常小学校3年から裁縫が必修となる。その課程は基礎としての運針法と通常の衣類として、具体的な細目は指示されていない。しかし、高等小学校での毎週授業時数は着実に延びている。なお、「教育令」の家事経済で始まり、「小学校令」で姿を消したのちは、読書や理科のなかで取り扱っていた家事が、「家事」の教科目として「小学校令施行規則」にのるのは、明治末期の44年（1911）のことである。

こうした政策の流れのなかで、小学校教育の現場ではどのような対応がなされ、どのように変化したのであろうか。小学生が使用した教科書や、先生方のために編纂された教授書の内容を検討してみることにする。

明治14年（1881）の千葉県の「小学校教則及小学校生徒試験規則」²⁷⁾には、裁縫の課程は文部省の「小学校教則綱領」と同じに記されているが、家事経済は『家事経済訓』・『家政要旨』

上中を使用して教授するように指示されている。

『家政要旨』は明治9年（1876）8月に、米国ハスケル氏の著述を永峯秀樹が翻訳したもので、広く家事経済の教科書として利用されたという。当時、家事科の本は翻訳物が多く、したがって難解であったが、『家政要旨』は国情にそぐわない部分は省略して、平易な記述で日本人の日常生活に即したものであった。

『家事経済訓』は青木輔清が明治14年に著述したもので「人生ノ金銭ヲ消費スル何ヲ最スト云ニ家事ノ活計ニアリ」²⁸⁾とし、「一家ノ経済ハ婦人ノ手ニ在リト云フモ」過言ではないとして家事経済の大切さを説いている。そして、この書は和漢洋の本から「婦女経済ノ一助ナルベキ者ヲ」自分の実地経験に合わせて記したものと、その凡例に記載している。早い時期での翻訳本でない家事経済の教科書の一つである。その内容は経済のことから始まり、衣服については、裁縫のこと、衣服の洗濯のこと、衣服管理について項目をたてて記している。飲食については、食物の性質・効用、飲水のこと、飯類の炊き方や手料理について述べている。なお、第2表に記載した『くりやのこころえ』は明治10年代前半、翻訳本の教科書が多いなかで、食物の調理法について実地に即した指導書である。

「改正小学教則ニ基キ編成スト雖モ大率ネ普通ヲ主トス」²⁹⁾として、明治16年（1883）に川村渡の手によって編輯されたのが『小學 裁縫教授書』である。編輯形式は裁ち方図を中心としたもので、一見、江戸時代からの裁縫書に類似しているが、「初二教授法一覧表ヲ製シ現今ノ等級ニ割付シテ」教授順序が示されている。そして、「該級生徒ヲシテ悉皆課ヲ暗記セシメ而テ後チ紙ニテ裁衣ヲ試マシメン」と指導法が記されている。一覧表は箇条書で書かれている内容の番号によって表わしてあるので、内容が把握しやすいよう作成したのが下記の第3表である。

この表によってそれぞれの学期で学ぶべき内容・段階がはっきりする。始め半年をかけて縫い方の基本を学んだのちは、これを利用すればすべての物が縫えるといつてしまえばそれまでであるが、まことにあっさりしたもので、仕立て上がり寸法が中心で標のつけ方と縫い方が配置されているだけで、後はすべて裁法図解によって占められている。よく見ると基本的には14年の文部省の「小学校教則綱領」に即してカリキュラムが組まれている。ただ、裁ち方については、非常に多くのものが含まれており、「都鄙ノ別ナク」³⁰⁾初学の便にという編輯者の考え方から、地域によって取捨選択ができるようにとの配慮によるものであろうか。ただ、当時の「人民日用緊切ナルモノ」がこのように多くを要求していたのである。

明治17年（1884）に宮城県師範学校裁縫教員朴澤三代治の手による『裁縫教授書 壱』が刊行されている。朴澤三代治は渡邊辰五郎とともに裁縫教育界の先覚者の一人で、一斉教育の

第3表 「小学 裁縫教授書」の内容

小学校裁縫教授法一覧表							
学科	裁縫図解	縫鍼名称	裁法定則	縫法定則			洗濯定則
小学校	六級	襦袢・小一ツ身・中一ツ身・大一ツ身・二ツ身・三ツ身半衿・シャツ	縫・割継・掛継・留鍼・待鍼・雌縫・雄縫・雌雄縫・一鍼抜・単工縫・併セ縫・束縫・房シ縫・伏セ縫・綴	枉の裁方種類・裁方順序・織り耳扱イ	雜巾刺法	鍼ノ扱イ・箇ニツイテ・糸方ノ通シ易イ所ノ縫方・糸コキノ仕方	器会用法口授
	五級	一ツ身中衿・一ツ身広衽・三ツ身広前・四ツ身棒衽・四ツ身摘衽・四ツ身逆衽・五ツ身・半衿摘衿	一、二、三身肩開寸法	单衣縫法	一、二、三身仕立寸法	一身箇付法	
	四級	大巾シャツ略・一ツ身背縫・大一ツ身八掛け・三ツ身八掛け・四ツ身摘衽袖口・本身棒・本身柳・本身継棒	四、五身肩開寸法	拾縫法	紋ノ縫合セ方・カギサキノ継キ方・帶縫法・鉛錆ノ使用法・火熨斗ノ使用法	四・五身仕立寸法	四身箇付法
	三級	片面三ツ身・四ツ身逆衽袖口・本身釣・大巾物・一ツ身・胴抜八掛け・胴表・胴抜八掛け・胴裏・猿股引・小バッヂ	星縫・環縫・紐留縫・守縫・藤縫・扁鍼・脱鍼・流鍼・斜鍼・露鍼	本身及羽織三身肩開寸法	本身及羽織三身仕立寸法	本身箇付法	
	二級	四身羽織・四ツ身折返羽織・本身羽織・女羽織略・巾本身釣・腕貫・半股引・中バッヂ	羽織四、五身肩開寸法	单羽織縫法	羽織四、五身仕立寸法	羽織箇付法	
	一級	折返羽織・折返羽織略・巾本身棒・大巾物本釣・大巾物三ツ身折返羽織・片面大巾物五ツ身羽織・大巾物女羽織・大バッヂ・京形頭巾・江戸脚半	羽織本身肩開寸法	拾羽織縫法	羽織本身仕立寸法	容易ナル背紋刺法	

		絹類大一ツ身・絹類大一ツ身八掛け付・絹類三ツ身・絹類四ツ身・絹類五ツ身・絹類本身・大巾物本身柳・大巾物廻り下着・山形脚半・腕貫ツ・ボ・猿股引腹巻付・小バツチ腹巻付・袂角マルメ法		袴縫法	平袴仕立寸法	背紋刺法	
小 学 高 等 科	四 級	片面絹類三ツ身・絹類四ツ身八掛け付・絹類本身略・絹類本身八掛け付・長襦袢・大巾物三ツ身八掛け付・片面大巾物五ツ身・大巾物本身八掛け付・小供江戸腹当・三番江戸腹当・中バツチ腹巻付・抬櫻形・衽裡櫻縫法			一・二番袴仕立寸法	紐留刺法	
	三 級	絹類三ツ身羽織・片面絹類三ツ身折返羽織・絹類四ツ身前折返羽織・絹類单羽織・片面大巾物三ツ身折返羽織・片面大巾物折返羽織・大巾物折返羽織・大巾物折返羽織略・絹類胴抜八掛け付・振袖八掛け付・絹類廻り下着・綸子八掛け付・夜着表・夜着裡・二番江戸腹当・大津脚半・バツチコハゼ付・大バツチ腹巻付		三番襷高袴 襷高袴仕立寸法			

一 級	平袴・一番 補高袴・二 番補高袴・ 三番補高袴 ・襷高袴・ 十番襷高袴 ・十一番襷 高袴・上・ 下・男合羽 ・女合羽・ 背入夜着表 ・背入夜着 裡・四身三 身一身組合 セ・本身四 身三身羽織 組合セ・一 番江戸腹当 ・三番京腹 当・一番京 腹当・鎧チ ョツキ	十、十一番襷高袴 上下袴仕立寸法	解方順序・ 洗濯水ノコ ト・洗濯水 ノ温度・灰 汚デノ洗濯 ノコト・白 地洗濯法・ 色物ノ洗濯 法・油班汚 ノ落シ方・ 墨班汚ノ落 シ方・色物 乾シ方・板 張・刺子張 ・刺子張糊 ノハキヨウ ・絹地ノ糊 ・襟垢ノ落 シ方
--------	--	-------------------------	--

方法を考えて実行した人である。この教授書は内題に『小學中等科 裁縫教授書』とあるように「小学裁縫科教則」には高等科の細目も記載してあるが、内容は中等科について記されている。各等科の内容は文部省の指示にしたがい、多くの課程を課してはいないが、基本を大切にして、各級に素縫と直線縫を設けている。また、ただちに実物に入るのではなく、例えば単物では、袖や袖つけ、裾の伏せ方などの部分縫をすることによって、一斉教育の成果を高めている。中等科最後の学期、第1級で衣服整理に欠かせない洗濯や補綴つぎ物を入れるとともに「衣服礼細理」として、裁縫教育では礼儀作法もあわせて教授すべきであるという彼の主張を導入している。

明治20年(1887)、すなわち、「小学校令」が公布された翌年出版された『小學全科教授法』は総論の「教授ノ目的」をはじめ、各科の教授法が尋常科から高等科にいたるまで詳細に記述されている。この本の最後に「裁縫教授総論」と「教授ノ注意及ヒ順序方法」がのっている。このなかで「裁縫ハ女子ノ職業中、尤モ必要ナレバ、其身分ノ如何ニ拘ラズ女子ニシテ此教授ヲウケザル者ハ、完全ノ教育ヲ受ケタル者ト」³¹⁾は言い難いとし、裁縫をもって生計の助けとしなければならない時もあることが記されている。細目は「小学校令」の範囲を大きく逸脱するものではないが、最後に毛糸編物として、靴下の製作がよいとしているのが目を引く。

明治31年(1898)9月に出版された『新式普通裁縫教授術』は著者錦織竹香が十数年来師範学校の生徒ならびに附属小学校の児童を教えてきた経験から著述したものである。まず始めに、明治23年の「小学校令」と翌24年の「小学校教則大綱」、および26年の文部省令第8号の「女子教育ニ関スル件」の一部を掲載している。すなわち、これらの趣旨にのっとって編

輯されたことが示されている。著者は「教授の原理」³²⁾のなかで「小学校の裁縫科なる者は……国民の女児をして普通裁縫の道を知らしめ他日一家の主婦として日常用ふる所の衣服を裁縫せしむるの基礎をつくる」ことを目的としている。したがって、複雑高尚なものを教えて、児童の心身を害するようなことがあってはならないとしている。そして、具体的には非常に神経こまやかな教授法が記されている。例えば「各種の地合教授法」は簡単な布帛類の標本図を挿入して、次のように書いている。

布帛類の標本は圖の如く丸幅にて三四寸位の切地を厚紙を折りたる間に挟みて軋或は糊にて附け裏には名稱并に文字地質の差異効果產地及び大凡の時價等をも了知せしめ豫て養蠶製糸の念をも生ぜしむる様導く³³⁾

但し地合と染色とは一個の標本にて利用することを得べし

こうして準備を整えて、教授の項では教師と生徒の問答を想定して記述している。そして教師の注意として、「布帛類は先づ運針用布の生木綿より始め生徒日常見慣れたる者に及ぶべし」繡珍や錦などのような日常目に触れないようなものから教えてはならないとしている。教授細目では尋常科3年で週3時間、運針を徹底的に練習させ、3学期の後半から運針法の応用として、風呂敷や前垂の縫い方が教材として出てくる。このような基礎技術の尊重は尋常科ではもちろん、高等科になってもしばしば導入されている。細目は高等科最後が本身衿の縫い方の実習としてあるから、身近かなものに限定されている。一つの細目の学習順序を追ってみると、単衣について、襦袢の縫い方実習の合間から始まるが

単衣各部の名称 小裁・本裁単衣の畳み方 单衣解き方順序及び方法

ここまで尋常科で学習する。ついで、高等科に進んで

単衣寸尺取り方順序及び取り方 单衣縫い印付け順序及び袖印付け方 单衣縫い方分解左袖 单衣縫い方分解右袖 单衣寸尺取り方実地練習 单衣縫い方分解裾 单衣縫い方分解衽及び右衿付け 衿解き方順序及び方法 单衣縫い方分解衽及び左衿付け 单衣縫い方分解衽衿付練習 单衣縫い方分解肩回し練習 单衣縫い方分解左右広袖 单衣縫い印付け方練習 小裁単衣縫い方総合 小裁単衣縫い方実習

ここまでで、1年の2学期前半である。このように綿密な計画のもとに学習がなされているが、この間に一つ身の襦袢を裁ったり、縫ったりと二つの細目が重複している。教育的な意図があるのだろうが、その検討については後日にしたい。

明治32年発行の『小學 裁縫教授書』は尋常科用としてあるように、上下2冊に別れているが、手もとに上巻のみがあるのでこれを検討してみた。凡例に「卷首ニ衣服名ヲ図解シ尚裁方及ビ縫方を一目瞭然タラシメンカ為ニ書中数多ノ図式ヲ掲ゲ」³⁴⁾とあるように部分縫の図

が多く掲載されている。基礎である素縫や直線縫が重視されているのは、この期としては当然のことであるが、実物の製作にあたって、はっきりとした順序が示されている。

- (一) 裁方寸法 (二) 裁方野引 (三) 積り方
- (四) 例題 (五) 縫上り寸法 (六) 部分縫
- (七) 縫方順序 (八) 雛形裁縫 (九) 叠み方
- (十) 実地裁縫

細目によって省かれている項目もあるが、このように整理された編輯になっている。もう一点は先覚者の教授方法を巧みに取り入れているところである。部分縫は各細目で必要に応じて利用している。雛形については細目によって、容易なものはこれを省き、或ものは雛形のみとし、また或ものは雛形を作成したのち実物を製作している。

IV まとめ

以上、裁縫教授書を中心に明治時代の小学校における裁縫学習の移り変わりを調査してきた。児童用の教科書の少ないのが気がかりであるが、まだまだ調査の行き届かない面も多々あるが、発行部数も少なかったのではないかと考えられる。裁縫は実際に行動してこそ身につくものとして、児童に対しては実物や掛軸によって、教授する方法が多く取られていたようである。

これまでの調べで、第一に裁縫の学習が量から質に変わった時代だと言える。より多く経験することによって身につけるものという考え方から、より基礎的なものを充分に学習することによって、応用範囲を広げようとする努力がなされている。第二に学習年齢が下がっていることもあり、他の教科の教授法の影響もあろうが、児童が体験できる範囲内の教材を選択し、興味ある授業にすることを心掛けるようになった。第三にこの40年間に裁縫の教授方法のパタンが形成されたのではないかと思われることである。画期的な試みが次々と創造され、改良され、一つの形式が形成された時代であったといえる。しかし、家庭科は行政の変化に敏感な科目である。明治44年（1911）の「小学校令施行規則」の改正によって、女子のために家事科が設けられると、翌年には宝文館から『高等小學女子理科 家事大要教則』が発行されている。ふたたび登場した家事科が初期のものとは異なって、化学的要素を多分に含んだものになることは、理科の時間を割いて導入されたことでも推察できるが、これは次の大正時代以後のことになる。

文 献

- 1) 伊藤瑞香、永野順子：和洋女子大学紀要32 家政編 P. 163～P. 175 1992
- 2) 文部省：学制百年史 株式会社帝国地方行政学会 1972 P. 79
- 3) 文部省：学制百年史 株式会社帝国地方行政学会 1972 P. 13
- 4) 千葉県教育百年史編さん委員会：千葉県教育百年史 第3巻 史料編(明治) 株式会社東洋館
出版社 1971 P. 35
- 5) 千葉県教育百年史編さん委員会：千葉県教育百年史 第3巻 史料編(明治) 株式会社東洋館
出版社 1971 P. 38
- 6) 千葉県教育百年史編さん委員会：千葉県教育百年史 第3巻 史料編(明治) 株式会社東洋館
出版社 1971 P. 38
- 7) 文部省：家事僕約訓 1874
- 8) 千葉県教育百年史編さん委員会：千葉県教育百年史 第3巻 史料編(明治) 株式会社東洋館
出版社 1971 P. 40
- 9) 西郷葆：裁ぬひをしへ草 松田氏藏版 1875
- 10) 財団法人渡邊学園代表者渡邊滋：明治以降裁縫教育史大要裁縫関係法令抄 日興舎印刷所
1882 P. 24
- 11) 演真砂：裁縫のしをり 藤森平五郎 1877
- 12) 久保田梁山：女學生徒裁縫教授書 東京正栄堂 1878
- 13) 財団法人渡邊学園代表者渡邊滋：明治以降裁縫教育史大要裁縫関係法令抄 日興舎印刷所
1882 P. 28 P. 29
- 14) 石川県第一師範学校纂輯：くりやのこころえ(全) 益智館梓 1879
- 15) 川村渡：小学裁縫教授書(全) 淡路新聞社 1883
- 16) 朴澤三代治：裁縫教授書(壹) 高橋藤七 樂善堂 1884
- 17) 林吾一、山崎忠興、前川一郎：小学全科教授法(全) 東京金港堂 1887
- 18) 東京府公立柳北女子高等尋常小学校：小学裁縫科教授法(全) 金港堂 1890
- 19) 錦織竹香：新式普通裁縫教授術(全) 東京同文館 1898
- 20) 佐藤小寅：小学裁縫教授書(尋常科用上) 大阪松雲堂 1899
- 21) 岩間恵、大津山壽、木村愛：訂正裁縫教授書(全) 株式会社普及舎 1902
- 22) 千葉縣師範學校附属小學校研究会：小學校各科教授細目篇纂趣意書 能勢鼎三 1906
- 23) 常見育男：家庭科教育史 株式会社光生館 1959 P. 123
- 24) 寶文館編纂所編纂：高等小学女子理科家事大要教本(第二学年児童用) 東京大阪寶文館 1912
- 25) 文部省：学制百年史 株式会社帝国地方行政学会 1972
- 26) 文部省：学制百年史 株式会社帝国地方行政学会 1972 P. 34
- 27) 千葉県教育百年史編さん委員会：千葉県教育百年史 第3巻 史料編(明治) 株式会社東洋館
出版社 1971 P. 76
- 28) 青木輔清：家事経済訓 同盟舎 1881 凡例
- 29) 川村渡：小学裁縫教授書(全) 淡路新聞社 1883 凡例1丁

- 30) 川村渡：小学裁縫教授書（全） 淡路新聞社 1883 凡例 1 丁
- 31) 林吾一、山岡忠興、前川一郎：小学全科教授法（全） 東京金港堂 1887 P. 179
- 32) 錦織竹香：新式普通裁縫教授術（全） 東京同文館 1898 P. 1
- 33) 錦織竹香：新式普通裁縫教授術（全） 東京同文館 1898 P. 31
- 34) 佐藤小寅：小学裁縫教授書（尋常科用上） 大阪松雲堂 1899 凡例

伊 藤 瑞 香 (本学助手補)

永 野 順 子 (本 学 教 授)